

地域班ブロック運営要領

第1 目的

この要領は、地域班設置規程第9条の規程により、地域班ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）の実施について必要な事項を定める。

第2 ブロックの編成

ブロックの編成は、別表のとおりとする。

第3 ブロック長及び副ブロック長

各ブロックにブロック長及び副ブロック長を置く。

2 ブロック長は、ブロックの班長の互選により選出し、会長が委嘱する。

3 副ブロック長は、ブロック長の指名による。

4 ブロック長及び副ブロック長は、1年交替の輪番制とする。ただし、再任は妨げない。

第4 会議

ブロック会議は、ブロック長が招集し、ブロック長が座長となる。

2 ブロック会議は、年2回以上開催する。

第5 担当理事

各ブロックに担当理事を配置する。

2 理事の担当ブロックは、会長が指定する。

3 担当理事は、ブロック長を支援し、ブロックの円滑な運営に協力する。

第6 協議事項

ブロック会議は、次の事項について協議する。

(1) 地域班活動における会員の意見、問題点及びブロック内全体の情報交換に関すること

(2) 地域班会議の運営に関すること

(3) 地域班における就業活動に関すること

(4) ボランティア活動に関すること

(5) その他、地域班の運営に必要な事項

第7 報告

ブロック長は、会議終了後「ブロック会議開催状況報告書」を作成し速やかにセンターに提出する。

第8 要領の改廃

この要領の改廃については、理事会で決定する。

付 則

この要領は、平成14年11月 1日から施行し、平成15年 4月 1日から適用する。

付 則

この要領は、平成16年8月31日から施行し、平成16年10月 1日から適用する。

付 則

この要領は、平成21年4月 1日から適用する。

付 則

この要領は、平成21年5月 1日から適用する。

付 則

この要領は、平成23年5月 1日から適用する。

付 則

この要領は、平成23年10月 1日から適用する。

付 則

この要領は、平成24年4月 1日から適用する。

付 則

この要領は、平成27年9月 1日から施行し、平成27年4月 1日から適用する。

別表

ブロック名	班数	地 域 班 名
A	6	日野1、日野2、万願寺1、万願寺2、日野4、日野本町
B	5	新町、栄町、神明、大坂上、日野台1
C	6	日野台2、多摩平1、多摩平2、多摩平3、旭が丘1、旭が丘2
D	5	豊田、東豊田、東平山、西平山1、西平山2
E	7	平山1、平山2、鹿島・南平、南が丘・南平台、南平2、南平3、程久保
F	7	新井・高幡、落川・百草、三沢1、三沢2、高幡台、百草台1、百草台2